



## CONTENTS

- 資格取得届・資格喪失届は速やかに届けましょう…………… 2
- 退職後継続再雇用された方の資格喪失届・資格取得届…………… 3
- 雇用保険による給付と年金との調整…………… 4
- 国民年金保険料のお知らせ…………… 5
- 協会けんぽからのお知らせ…………… 6
- 令和7年度事業報告…………… 7
- 「社会保険ぐんま4・5月号」の同封物について…………… 8



### みどり市大間々博物館(みどり市)

大正10年に大間々銀行本店として建てられた建物。  
みどり市の指定重要文化財。  
「コノドント館」の愛称は、コノドントを日本で  
最初に発見したのが大間々在住の林信悟であったこと  
から、発祥の地として命名された。

# 資格取得届・資格喪失届は 速やかに届けましょう

## 新たに従業員を採用したとき

従業員を採用したとき、事業主は事実発生日から5日以内に被保険者資格取得届を高崎広域事務センターに提出してください。

このとき、被扶養者がいる人については、被扶養者（異動）届と一緒に提出してください。

※事業主が個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号を確認して提出してください。

※外国人の場合は、「ローマ字氏名届」を併せてご提出ください。ただし個人番号(マイナンバー)で届出される場合(基礎年金番号と個人番号が紐付いている方)は「ローマ字氏名届」の添付は不要となります。

### ●資格取得日は使用関係が発生した日など

- ①適用事業所に使用されるようになった日（入社日、給料計算の起算日等）
- ②事業所が適用事業所になった日（個人事業所から法人になった日等）
- ③適用除外に該当しなくなった日（臨時雇用から常用になった日等）

## 退職者などがあつたとき

健康保険・厚生年金保険の被保険者は、退職・死亡などの翌日にその資格を喪失します。事業主は事実発生日から5日以内に被保険者資格喪失届を高崎広域事務センターに提出してください。なお、資格確認書が交付されている場合、添付が必要となります。

### ●被保険者の資格喪失日は

- ①退職したとき、死亡したとき（事実発生日の翌日）
- ②後期高齢者医療の資格を取得したとき（75歳誕生日の当日）
- ③社会保障協定による喪失（社会保障協定発効の当日）または相手国法令の適用となった日の翌日

資格喪失届の添付書類（全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入の事業所）

- ・資格確認書（交付されている場合のみ。被保険者本人・被扶養者全員分）、届書と同時に資格確認書を添付できない場合は、健康保険資格確認書回収不能届
- ・高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（交付されている場合のみ。被保険者本人・被扶養者全員分）

※70歳から74歳の被保険者・被扶養者には「高齢受給者証」が交付されていますので忘れずに添付してください。

### ●被保険者資格が継続している場合でも

- ①厚生年金保険については70歳に達した日（誕生日の前日）に資格喪失します。
- ②健康保険については後期高齢者医療の被保険者となった日に資格喪失します。  
→高崎広域事務センターから事業主あてに対象者の情報が印刷された資格喪失届（被扶養者がある人については被扶養者異動届）が送付されますので、必要事項を記入のうえ、交付されている資格確認書と高齢受給者証などを添付して提出してください。

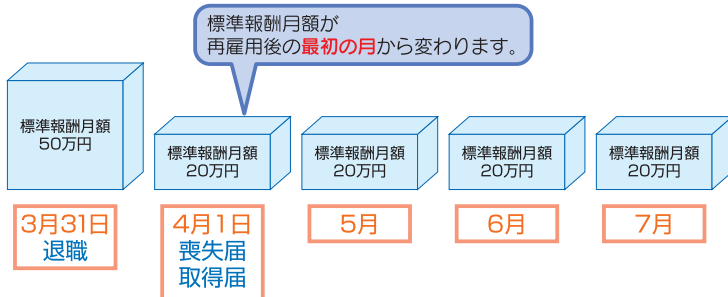
## 4月1日付の人事異動で次の者が就任しました

前橋年金事務所長 佐藤 進一    桐生年金事務所長 神保 靖高    渋川年金事務所長 大林 正洋  
太田年金事務所長 池田 麻紀    高崎広域事務センター長 栗原 幸子

# 退職後継続再雇用された方の資格喪失届 資格取得届

## 事例

3月31日に退職した60歳以上の方が、4月1日に同じ会社に再雇用され、かつ給与が50万円から20万円となった場合



60歳以上の方が退職後継続再雇用<sup>(注1)</sup>された場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額<sup>(注2)</sup>に決定できます。

(注1) 1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。

(注2) 被保険者が事業主から受ける報酬を一定の幅で区分した報酬月額にあてはめて決定した額。

左記取扱いを行う場合には

### ●届出方法

被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時にご提出ください。

(厚生年金基金や健康保険組合に加入している事業所の場合には、厚生年金基金、健康保険組合にも同様の届出が必要です。)

### ●添付書類

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日の確認ができるものに限る。)
  - ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことがわかるものに限る。)
- (上記①②の書類がない場合には、退職日及び再雇用された日を明記した事業主の証明書でも構いません。)

## 社会保険手続きは電子申請をご利用ください

電子申請とは資格取得届や算定基礎届等の社会保険(健康保険・厚生年金保険)手続きをオンラインで申請・届出できるサービスです。ご利用には「GビズID」または「電子証明書」が必要です。

GビズID  
ってなに?

GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

無料で利用することができます。ぜひご利用ください。

「GビズID」の詳しい内容、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。



<https://gbiz-id.go.jp>



お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです

《ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)》

- 0570-007-123(ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください
  - 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 → 「2番」をお選びください
- 〈受付時間〉月～金曜日：午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日：午前9時30分～午後4時  
※第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

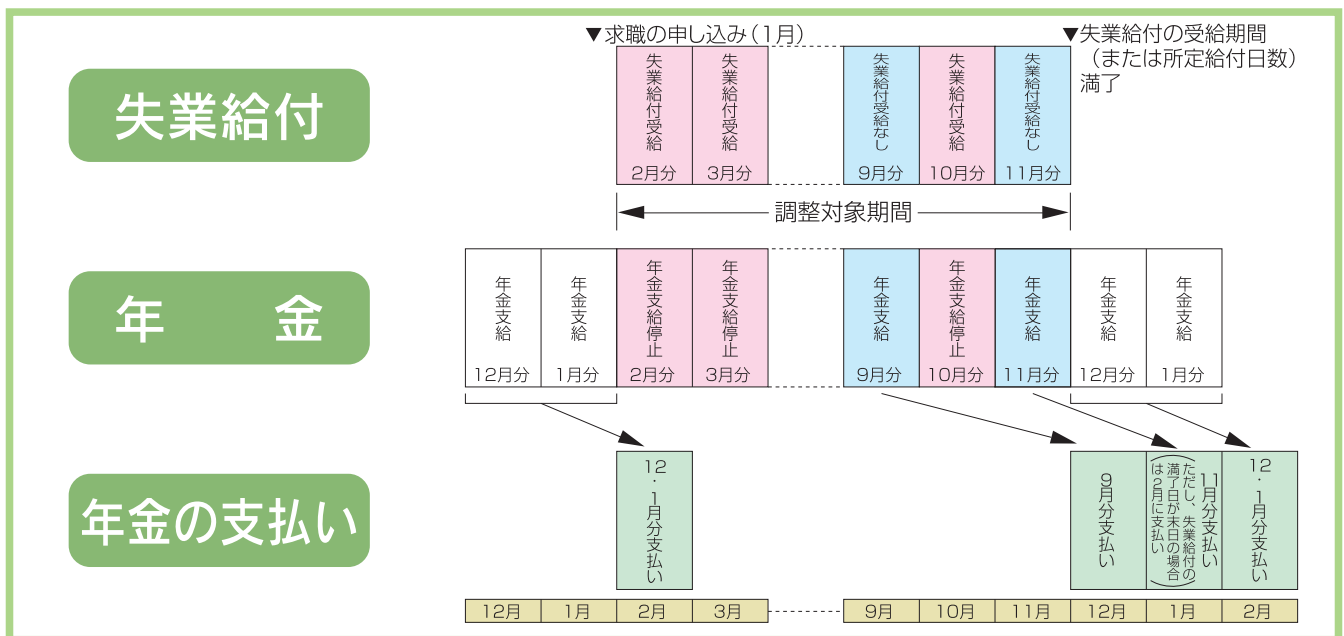
# 雇用保険による給付と年金との調整

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）や退職共済年金（以下「年金」といいます）は、ハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に失業給付を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

## ● 調整の基本的な仕組み

年金が支給停止される期間（以下「調整対象期間」といいます）は、求職の申込みをした月の翌月から失業給付の受給期間が経過した月または所定給付日数を受け終わった月までです。

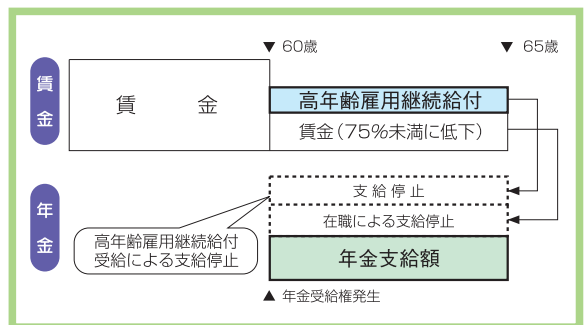
ただし、調整対象期間中に失業給付を受けなかった月分の年金のお支払いや、失業給付の受給期間が経過したときの年金のお支払い開始は、約3カ月後となります（失業給付と年金との調整の例）。



## ● 高年齢雇用継続給付との調整

年金を受けながら厚生年金保険に加入している方が高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。

※年金の支給停止額は、生年月日によって異なります。



支給停止される年金額は、最高で賃金（標準報酬月額）の6%で、以下高年齢雇用継続給付の給付額の減少に応じて徐々に減少された額となります。

年金相談に関する一般的なお問い合わせ  
「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165  
(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165(一般電話)

(年金相談) 来訪相談のご予約  
「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890  
(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521(一般電話)

# 国民年金保険料のお知らせ

国民年金保険料の納付は安心、便利な口座振替をご利用ください！

## 口座振替のメリット

- ・金融機関等に行く手間と時間が省けます。また納め忘れも生じません。
- ・早割、前納制度をご利用いただくと保険料が割引されます。

## 口座振替の申込方法

- ・「口座振替申出書」を金融機関の窓口、年金事務所へご提出ください。
- ・手続きにあたって、基礎年金番号通知書（年金手帳）、預金口座の通帳、金融機関への届出印をご用意ください。

## 保険料免除・猶予制度がございます！

この制度は、保険料を納付することが経済的に困難な場合、ご本人の申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度です。

### 【全額免除制度】 保険料の全額が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2（平成21年3月分までは1/3）として計算されます。

### 【一部免除（一部納付）制度】 保険料の一部を免除、残りの保険料は納付。 （残りの保険料を納付しない場合、一部免除が無効となります）

一部免除は3種類です。残りの保険料を納付した場合、次のように年金額を計算します。（納付しないと未納扱いとなります）

- ・4分の3免除（4分の1納付）→年金額5/8（平成21年3月分までは3/6）
- ・半額免除（半額納付）→年金額6/8（平成21年3月分までは4/6）
- ・4分の1免除（4分の3納付）→年金額7/8（平成21年3月分までは5/6）

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

免除された期間については、10年以内（例として令和4年7月分は令和14年7月まで）であれば、あとから保険料を納めることができます（追納制度）。

### 【納付猶予制度】

学生以外の50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの所得が一定額以下の場合等に、保険料の納付が猶予されます。

## 学生で保険料の納付が困難な方は「学生納付特例制度」をご利用ください！

～学生のお子様（20歳以上）を扶養している方にご案内ください～

「学生納付特例制度」とは、保険料の納付が困難な学生が申請して承認を受けることにより、学生期間中の保険料の納付が猶予になる制度です。

### 学生納付特例の申請方法

- 学生納付特例の申請は、住民票のある市町村役場または年金事務所でご受け付けています。（※）
- 学生納付特例の申請には個人番号または基礎年金番号の記入が必要です。マイナンバーカード、基礎年金番号通知書、納付書等で確認できますのでご用意ください。
- 在学証明書または学生証の写しが必要です。
- 申請用紙は、市町村役場・年金事務所の窓口にご用意してあります。

（※）令和7年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、令和8年度も引き続き学生納付特例制度を希望される場合は毎年度の申請が必要です。すみやかに申請を行ってください。

国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度に関するご相談は、各年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

転職等で健康保険が切り替わったときは、必ずマイナ保険証に  
新しい資格情報が反映されているかを確認しましょう！

資格情報が更新されているかどうかはマイナポータルで確認できます。

マイナポータルでの確認方法

- ①マイナポータルログイン後トップページから、「健康保険証」を選択する
- ②資格情報を確認する

なお、新しい資格情報が反映されていない場合は、医療機関へご相談ください。

※マイナポータルへのログインにはマイナンバーカードとご自身で設定したパスワードが必要です。

コールセンターを導入します！

つながりにくい状況を解消！

令和8年6月から  
全支部で開始します

お電話の際、お問い合わせ内容によってご案内先が変わります。

音声ガイダンスにそって番号をお選びください。

群馬支部代表電話 (027-896-5200)

〈音声案内に従って番号をお選びください〉

- ①協会けんぽの加入者や事業所の方  
→ コールセンターにつながります
- ②公的機関・健診機関・医療機関・損害保険会社の方  
→ 音声案内後、群馬支部の担当Gにつながります
- ③その他のご相談→ コールセンターにつながります

電子申請をご利用ください！

各種申請手続きがオンラインでもっと手軽に！

- 傷病手当金等の給付の申請から健診・保健指導に関する申請まで幅広く対応
- 制度や詳細を確認しながら申請できる
- スマホやパソコンから申請状況を確認できる

協会けんぽ 電子申請

検索



詳しくはこちらから▶

令和8年3月分(4月納付分)から  
保険料率が変わります

健康保険料(群馬支部) **9.68%**

介護保険料(全国一律) **1.62%**

詳細な保険料率表はこちらから▶



全国健康保険協会  
群馬支部

〒371-8516  
前橋市古市町1-50-22  
JOMOスクエア4階

☎ 027-896-5200(代表)

受付時間 / 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

LINEお友だち  
登録募集中！



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬 検索

# 令和7年度事業報告

1. 令和7年11月27日(木)、群馬県JAビル大ホールにて、日本年金機構と群馬県社会保険協会の共同開催による『令和7年度制度説明会』を実施しました。

日本年金機構本部職員が講師となり、年金制度改正の説明や事業所調査での指摘・指導事例などの解説をいただきました。



2. 令和7年12月6日(土)、群馬中央病院附属介護老人保健施設にご協力をいただき、『在宅介護教室』を開催しました。

同施設の看護師長や職員が講師となり、家庭内で役立つ介護の知識と技術をわかりやすくご指導いただきました。



上記事業につきましては、令和8年度も実施予定です。多くのご参加をお待ちしております。

## 令和8年度の会費納入について

日頃より社会保険協会事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。また、令和7年度の会費を納入いただきまして重ねて御礼申し上げます。おかげさまで令和7年度事業を予定どおり実施することができました。

令和8年度の会費の納付書(払込取扱票)につきましては、6月19日に「社会保険ぐんま6・7月号」と一緒に発送させていただきます。引き続きよろしくお願いたします。

# 「社会保険ぐんま4・5月号」の 同封物について

## ● 令和8年度版 社会保険実務の手引き（群馬県版）

群馬県版で非売品です。

群馬県内の年金事務所、協会けんぽの照会先を掲載した参考図書となっています。

健康保険や年金制度の事務にお役立てください。



## ● 健康増進事業のご案内

職場の健康づくりや心とからだのリフレッシュのためにお役立てください。

※施設利用会員証の（web版）の発行を開始しました。

「健康増進事業のご案内」最終ページをご参照ください。



## ● 東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム「サンクスフェスティバル」パスポートのご案内

群馬県社会保険協会会員事業所の従業員とその家族を対象に優待価格でパスポートが購入できます。

ぜひ、この機会にご利用ください。

